

教義第 397 号

平成 28 年 6 月 2 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）
各 教 科 用 図 書 採 択 地 区 協 議 会 長
各 教 科 書 セ ン タ ー （ 分 館 を 含 む ） 館 長
北 海 道 教 育 大 学 総 務 部 附 属 学 校 室 長
（ 各 附 属 小 ・ 中 ・ 特 別 支 援 学 校 長 ）
各 国 立 高 等 専 門 学 校 長
各 私 立 学 校 長

様

北 海 道 教 育 庁 学 校 教 育 局 高 校 教 育 課 長
北 海 道 教 育 庁 学 校 教 育 局 義 務 教 育 課 長
北 海 道 教 育 庁 学 校 教 育 局 特 別 支 援 教 育 課 長

「教科書の公正宣伝に関するお願い」並びに「教師用教科書及び教師用指導書の献本禁止」
について（通知）

このことについて、別添写しのとおり一般社団法人教科書協会から依頼がありましたので、通知します。
つきましては、本通知について、各機関において所管する全ての学校、教職員等に周知願います。
なお、教科書協会においては、別添の「教科書宣伝行動基準」を見直し、より実効的な自主規範として
「教科書発行者行動規範」を定めることとしており、文部科学省から情報提供があり次第通知しますので、
ご承知おきください。

（ 高 校 教 育 課 普 通 教 育 指 導 グ ル ー プ ）
（ 義 務 教 育 課 義 務 教 育 グ ル ー プ ）
（ 特 別 支 援 教 育 課 学 校 教 育 指 導 グ ル ー プ ）

写

教協第 175 号
平成 28 年 5 月

都道府県教育委員会教育長殿
教 育 事 務 所 長 殿
市区町村教育委員会教育長殿

東京都江東区千石 1 丁目 9 番 28 号
一般社団法人 教科書協会
会 長 鈴 木 一 行

教科書の公正宣伝に関するお願い

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より教科書の発行並びに採択に際しましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会では、今後とも一層の公正宣伝を期すため、別添の『教科書宣伝行動基準』（平成 19 年 1 月 30 日制定
平成 20 年 4 月 4 日一部変更）を作成いたしております。当協会の加盟社は、この行動基準を遵守すべく、社員の一人ひとりに至るまで周知徹底を図って参る所存でございます。

何とぞ当協会の意とするところをお汲み取りのうえ、ご多用中恐縮に存じますが、関係機関各位にもご伝達いただき、格別のご理解とご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

なお、教科書発行者の宣伝行為に関しまして、お気づきの点がございました場合は、当協会あてご連絡いただきますようご協力お願い申し上げます。

謹白

ご 連 絡 先

TEL: 03 - 5606 - 9781 (代)

FAX: 03 - 5606 - 3086

E-mail: textbook@gol.com



教協第 175 号
平成 28 年 5 月

都道府県教育委員会教育長殿
教育事務所長殿
指定都市教育委員会教育長殿
市区町村教育委員会教育長殿
学 校 長 殿
教 科 主 任 殿

東京都江東区千石 1 丁目 9 番 28 号
一般社団法人教科書協会
会 長 鈴 木 一 行

教師用教科書及び教師用指導書の献本禁止について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より教科書の発行並びに採択に際しましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、表題の件につきまして、ご連絡申し上げます。

教師用教科書及び教師用指導書の献本に関しましては、教科書採択の公正確保を図る観点から、固く禁じられている行為でございます。

このことは、教科書協会にて取り決めております別添の『教科書宣伝行動基準』（平成 19 年 1 月 30 日制定、平成 20 年 4 月 4 日一部変更）に則しての事でございます。

発行会社各社におきましても教科書採択に関しまして公正な宣伝を期する為、献本の禁止を徹底してまいりますので、各学校様におかれましても、当協会の意とするところをお汲み取り頂き、ご理解とご協力を賜りたく存じます。

ご多忙中恐縮ではございますが、関係者様へもご伝達を頂き、格別のご理解とご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。 謹白

教科書宣伝行動基準

平成19年1月30日 制定

平成20年4月4日 一部変更※

一般社団法人 教科書協会

はじめに

教科書協会の加盟社は、国の将来を担う児童・生徒が国民として必要な知識、技能を習得するために、文部科学大臣の検定を経た教科書を発行するという、極めて重要な社会的、公共的使命を認識し、法令遵守を誓い、新しい教科書宣伝行動基準を定める。

この社会的・公共的使命を果たすためには、優れた教科書を編纂するための企業の主体性が最大限に発揮され、自主的かつ多様な取り組みによって進められねばならない。また、宣伝行動においては、教科書という公共性に鑑み、公正かつ自由な宣伝行為でなければならない。

今日、国民の教育に対する関心はきわめて高いものがあり、さらに教科書業界に対しても、教科書検定・選定などに、強い関心が寄せられている。

教科書選定のプロセスには、透明性、公正性が求められており、したがって教科書宣伝は法令遵守だけでなく、倫理的側面にも十分配慮して行うことにより、社会の信頼を得なければならない。

そのため、協会会員は、次に定める教科書宣伝行動基準を尊重し、自主的に実行していくことを申し合わせる。

1. 目的

本基準は、教科書の選定が小学校、中学校においては原則として4年に1回、高校は年1回、しかも3か月程度の間決定されるため、従来から教科書宣伝が集中、過熱する傾向があるという現実を踏まえ、教科書宣伝の公正性を確保し、社会から信頼される企業として健全に発展するための行動基準として定めたものである。

2. 適用範囲

本基準は、教科書協会会員の直接、間接を問わず教科書採択のための宣伝活動に適用する。

3. 施 行

この基準は平成19年4月1日から実施する。

4. 行動基準の内容

(1) 全 般

- ① 会員各社は、教科書発行事業の社会的使命を十分に認識し、公正かつ自由な宣伝を確保するため、行政官庁の指導、本基準、法令及び企業倫理に関する社員教育に努める。
- ② 会員各社は、教科書の選定は内容の優劣によって行われるべきであることを銘記し、過度な教科書宣伝は慎まなければならない。
- ③ 会員各社は、公正な職務執行を義務付けられている教科書の選択に関与する者^(注)の身分と立場を尊重しなければならない。
- ④ 会員各社は、学校教育の向上に貢献しようとする意識をもって、選択関係者に接し、健全かつ適切な関係を保つようにしなければならない。
- ⑤ 会員各社は、行政官庁の指導、本基準、法令を遵守し、企業倫理に則り、公正、透明、自由な競争を目指し、適正な教科書宣伝に努めなければならない。
- ⑥ 会員各社は、選択関係者に対しては、節度ある態度、姿勢を保ち、無理な押し付け教科書宣伝をしてはならない。
- ⑦ 会員各社は、いかなる場合であっても、他社又は他社の商品の中傷・誹謗してはならない。
- ⑧ 会員各社は、直接であると間接であるとを問わず、選択関係者に対して、金銭、物品、きょう応、労務の提供その他これらに類似する経済上の利益を供与し、又は供与することを申し出て、特定の教科書を選択するよう勧誘してはならない。

(2) 問題となる行為

教科書の選択を直接的、間接的にかかわらず勧誘する手段として、上記

(注) 選択に関与する者(選択関係者)とは、国公立・私立にかかわらず、教科書の推せん、選定、採択など教科書の採択にいたるまでの一連の行為に関与する選定審議会委員、調査員、地区採択協議会委員、校長、教員、保護者、教育委員及び教育委員会職員等をいい、採択期間に限定されない。

の考え方を踏まえると、問題となる行為としては、以下のものがあげられる。

① 教科書の選択関係者に対する金銭の提供又はその申し出

(例示)

- 1) 選択関係者に対し選択を勧誘依頼するための金銭の提供
- 2) 学校、教育関係者の団体、機関等が主催する講習会、研究会の講師の派遣、謝金、交通費等の金銭補助、その他の名目をもって行う金銭の提供
- 3) 学校、選択関係者又は教育関係の団体等の定期、不定期又は臨時の刊行物、印刷物、その他への過大な広告代
- 4) 選択関係者の出張等にかかわる交通費、宿泊費の提供
- 5) 選択関係者に対し講習会、研究会、その他催し物への参加に関して提供する交通費、日当
- 6) 選択関係者の転勤、冠婚葬祭、災害見舞いに際して行う金銭の提供
- 7) 編集関係に名を借りた過大な労務報酬の提供

② 教科書の選択関係者に対する物品の提供又はその申し出

(例示)

- 1) 教師用指導書（部分サンプルは除く）
- 2) 教材、教具、ソフト（サンプルは除く）
- 3) 書籍、雑誌（機関誌は除く）、辞典
- 4) その他の物品（パソコン、ビデオ、DVD デッキ等）

③ 教科書の選択関係者に対するきょう応又はその申し出

(例示)

- 1) 宴会への招待、接待
- 2) 観劇、観戦、旅行、ゴルフ等への招待
- 3) 交通機関、宿泊施設等の提供

④ 教科書の選択関係者に対するその他経済上の利益の供与又はその申し出

(例示)

- 1) 商品券、ギフトチェック、債券、株券の提供及び債務の肩がわり等
- 2) 催しものに際して運搬、印刷等の役務の提供
- 3) 会場、会議室の提供

- ⑤ 他の教科書発行者又は教科書の中傷・誹謗，その他教科書の使用・選択の妨害。ただし，客観的な事実に基づく比較は，中傷・誹謗，その他教科書の選択の妨害には該当しない。
- 1) 他社教科書の中傷・誹謗の公開流布
 - 2) 中傷・誹謗記事を買入れ頒布し報道すること
 - 3) 他社の経営内容を中傷・誹謗すること
 - 4) 他社の編著者を中傷・誹謗すること
 - 5) 編著者をして他社又は他の教科書の中傷・誹謗させること

(3) 公正宣伝委員会

公正宣伝委員会を設置し，より一層の公正かつ自由な活動の実現を目指し，下記のような取組みを行う。

- ① 公正宣伝委員会は教科書協会正副会長（理事），制度専門委員会担当理事，制度専門委員会正副委員長で構成し，委員長は理事より選出する。オブザーバーとして，一般社団法人全国教科書供給協会から2名選出する。
- ② 会員各社から，公正宣伝の観点から問題と思われる事例の報告がなされた場合には，その事実の調査と確認を行い，速やかに当該会員企業から具体的な内容についての報告を求める。
また，調査に協力しない会員に対しては，対応について同委員会より理事会に具申する。
- ③ 公正宣伝委員会は，改善が必要とみとめれば「改善勧告」を発令する。
- ④ 「改善勧告」の発令に際しては，発令から1か月以内に「改善報告書」を公正宣伝委員会あてに提出する。
- ⑤ 改善勧告に従わない会員に対しては，対応について同委員会より理事会に具申する。あわせて，当協会ホームページ上に「当該企業が公正宣伝委員会により「改善勧告」を受けた事実」を掲載する。

以上

※ 協会の組織変更に伴い一部変更した。